

議案第13号

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

小田原市部等設置条例（昭和42年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども青少年部」を「子ども若者部」に改める。

第2条福祉健康部の事務分掌(1)中「子ども青少年部」を「子ども若者部」に改め、同部の事務分掌(4)中「事項」の次に「（子ども若者部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第2条子ども青少年部の部名を「子ども若者部」に改め、同部の事務分掌(1)中「子育て支援」を「子ども・子育て支援及び若者支援」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

子ども・子育て及び若者支援の推進を図るための組織機構の整備を行うため提案するものであります。